第７回鶴田町農業委員会総会議事録

１．開会の年月日　　令和４年９月１４日（水）　　午後１時３０分
２．開会の場所　　鶴田町役場　　３０１～３０３委員会室
３．閉会の年月日　　令和４年９月１４日（水）　　午後１時５４分

４．出席委員（１４人）の番号及び氏名

１番　鈴木照子	２番　成田春光	３番　髙橋洋美	４番　棟方廣光
~~５番　田村昭弘~~	６番　菊池俊輔	~~７番　太田豪~~	~~８番　佐藤勝利~~
９番　三浦大俊	10番　長内悟	11番　秋庭礼子	12番　瓜田良一
13番　貴田徳正	14番　一戸辰美	15番　瀬戸弘之	16番　川村博行
17番　下山勝源			

５．欠席委員（３人）
　５番　田村昭弘
　７番　太田豪
　８番　佐藤勝利

６．議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　参与及び書記の任命
　第３　議案第２０号　農地法第３条第１項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
　　議案第２１号　農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
　　報告第２２号　農業委員会等に関する法律第１３条第１項の規定に基づく農業委員の辞任について
　　報告第１４号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

７．農業委員会事務局職員

事務局長　佐藤一人	事務局次長　下山敏	総括主幹　貴田尚人	主任主査　佐藤春奈

８．会議の概要

開会　　午後１時３０分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第８条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議　　長　　只今の出席委員は１４名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これより、第７回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。
議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、１１番秋庭礼子委員と１２番瓜田良一委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、佐藤局長、下山次長、書記には貴田総括主幹、佐藤主任主査を任命します。
会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
本総会の会期は、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

【なしの声あり】

議　　長　　異議なしと認めます。
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
それでは議案の審議に入りますが、議案第２０号から議案第２２号まで一括議題とし、順次審議に

入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず最初に、議案第２０号に関する農地法処理基準第３の８に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
９番、三浦大俊委員。

三浦委員　はい、９番の三浦です。それでは、報告いたします。
去る９月９日、瓜田良一委員、事務局と現地調査を行いました。本議案の農地法第３条申請は、所有権移転が４件です。いずれも耕作目的の申請であり、農地法第３条第２項７号には該当しない権利取得と認められます。以上です。

議　　長　それでは、議案第２０号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第２０号農地法第３条第１項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は４件です。№１から№４について、説明いたします。令和４年８月１６日に行われた鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が１件、普通売買が１件、贈与が２件です
№４につきましては、新規取得で鶴田町の農地９７７㎡を贈与申請、弘前市の農地１９，１８５㎡を贈与申請し、９月の農業委員会総会にかかるように同時申請されております。そのため、新規取得面積が、合計２０，１６２㎡となり、下限面積である５０００㎡を満たします。
農地法第３条第２項各号の判断については、調査書のとおりです。いずれも農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議　　長　ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第２１号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第２１号農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は１件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間は、記載のとおりです。以上です。

議　　長　ただいま、説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第２２号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第２２号農業委員会等に関する法律第１３条第１項の規定に基づく農業委員の辞任について。
農業委員会等に関する法律第１３条第１項の規定により別紙のとおり辞表の提出があったので、同意を求める。
この件に関しては１件です。太田委員より辞表が提出されましたので、よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　ただいま、説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

成田委員　これは、あれですか。農業委員会かどこかから出しているか。この書いてるもの。これ自分で刷ったものなのか。

事 務 局　一応、辞表はこちらで作りました。太田さんの方で、名前書いて。

成田委員　出しただけか。

事 務 局　だけという感じで。

事務局長　署名するだけ。自筆で、自分で自署してもらったと。名前のところと日付。実際に役場のほうに来られましたので、お願いして書いていただきました。

瓜田委員　これは、はんこ要らないのか。

事務局長　印鑑は必要なくて、自署。仮に、全て印刷だとはんこは必要です。これにつきましては、辞表の提出先が町長になっております。皆さん今回もですね、辞令交付が町長からされておりますので、あくまでも任命したのは町長ということで、まずこの法律第１３条第１項の規定と言うのはですね、町長の同意なおかつ町長が農業委員期の方に諮問するということで､農業委員会総会に議案として諮った、それで同意を得た場合に町長に答申するということで辞任が正式に認められる。という流れでございますので、町長も同意はしたと、ただし。もう一つこの農業委員会の総会でもですね、同意が必要ですという規定でございます。よろしくお願いいたします。

瓜田委員　何にもならない質問だけど、給料は９月いっぱいまで払うということ。

事 務 局　いや、その前にもう３回来なければ、そこで止まるので、実際はもっと少ないはずです。

議　　長　ほかにありませんか。

【なしの声あり】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
それでは、表決に入ります。議案第２０号から議案第２２号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第１４号について事務局より説明願います。

事 務 局　報告第１４号農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第２１条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
№.１から№.４については、相続により所有権を取得したものです。以上です。

議　　長　ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　ないので、質問を打ち切ります。
暫時休憩します。（午後１時４０分）

【暫時休憩】

議　　長　　再開します。（午後１時５４分）

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了しましたので、第７回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。（午後１時５７分）